

令和2年4月13日

加入者 各位

東京都電気工事健康保険組合

緊急事態宣言後の当健康保険組合業務にかかる追加措置について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大を食い止めるため、国民に外出等の自粛を強く要請する緊急事態宣言が令和2年4月7日に発せられておりますが、当健康保険組合は、加入者の皆さまの健康と生活を守るため、業務継続をしているところであります。これに伴い、加入者の皆さまへの感染予防、社会全体に対する感染拡大の抑止という安全配慮のため、また、国からの指示によって、緊急事態宣言が発せられている間の書類の郵送手続きのお願いや、職員の時差勤務等による感染拡大防止の取り組みをしているところですが、追加的な措置として、緊急事態宣言が発せられている期間について、お電話での受付時間を下記のとおりとさせていただきます。

加入者の皆さまにおかれましては、ご不便とご迷惑をおかけし、大変恐縮ではございますが、業務継続のための措置にご理解をいただき、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. お電話での受付時間

平日午前10時から午後3時まで

(健康保険組合業務時間は従来どおり平日午前9時から午後5時)

※ご来所でのお手続きにつきましては、ご移動によってお客さまの感染リスクが高まります。引き続き、ご郵送でのお手続きにご協力ください。

※今後の状況により、その都度、最善の対応をまいります。

お問い合わせ 東京都電気工事健康保険組合 総務課
電話番号 03-3861-1851